

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第10号

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

墨田区中高層階住居専用地区建築条例（平成6年墨田区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「より」を「規定する特別用途地区として」に、「中高層階住居専用地区内における」を「中高層階住居専用地区（以下「中高層階住居専用地区」という。）内の」に改める。

別表中「別表第2(㍷)項第2号」を「別表第2(㍾)項第2号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。